

新たな日常での文化芸術活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期等を余儀なくされた文化芸術活動の再開及び継続を支援するため、予算の定めるところにより、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で文化芸術活動を実施する文化芸術団体等に対し予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(助成事業者)

第2条 助成の対象者（以下「助成事業者」という。）は次に掲げるすべての要件を満たす団体又は知事が本県の文化芸術の振興等に寄与すると特に認める団体とする。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- (5) 新たな日常での文化芸術活動支援事業募集要項に基づき採択された団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体は助成の対象外とする。

(助成対象経費及び助成率)

第3条 助成金の交付の対象経費（以下「助成対象経費」という。）及びこれに対する助成金額は、次のとおりとする。

事業区分	助成対象経費	助成金額
公演等 開催支 援	適切な感染症対策を講じた上で行う、集客型の文化芸術活動を実施するために直接必要となる経費で別表に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で、50万円を上限とする。
映像配 信支援	適切な感染症対策を講じた上で行う、文化芸術活動の映像を制作・配信するために直接必要な経費で別表に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で、30万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書(別記第1号様式別紙1①又は②)

(2) 収支精算書(別記第1号様式別紙2)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 助成事業者は、第1項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該助成金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。)(以下「消費税等仕入控除税額」という。)が明らかになった場合には、これを当該助成対象事業の助成対象経費から減額して提出しなければならない。

5 第1項の補助金等交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、必要が生じた場合は、これを返還しなければならない。

(助成金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(2) 助成事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(3) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

(助成金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき助成金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、助成金交付決定及び確定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 この助成金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第3号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第1から別表第6までに掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	経 費 の 内 容
報 償 費	講師等謝金等
旅 費	交通費，宿泊費等
需 用 費	印刷費，消耗品費等
役 務 費	通信費，運搬費等
使用料及び 賃借料	会場使用料，音響費，照明費，会場付帯設備費， 器具使用料，撮影機材賃借料 等
賃 金	アルバイト整理員等賃金
委 託 料	撮影，映像編集，配信等に係る委託費
そ の 他	その他知事が特に必要と認める経費